

一般財団法人 熊本放送文化振興財団 助成事業規定

(助成事業の目的)

第1条 当法人は熊本県における教育・文化及び学術振興のため、芸術・文化の振興又は教育の普及・振興に活躍する個人又は団体への助成を行うものとする。

(募集)

第2条 助成対象者を広く募るため、毎事業年度年2回ホームページにおいて募集要項を掲載する。

(申込)

第3条 助成を受けたいと思うものは、助成申込書に必要事項を記載し、事業概要及び収支予算書と添付し所定の締め切りまでに事務局に郵送で申し込むこととする。

(選定方法)

第4条 助成対象は、選定委員会で審査の結果をうけ、理事会で決定する。

(助成選定委員会)

第5条 選定委員会は、理事長、評議員、事務局の他次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成し、助成選定において外部委員1名の賛成を要するものとする。

2 選定委員会の外部委員は、次の事項に該当しない者を理事会において選任する。

(1) 助成申請者と直接利害関係のない者

3 助成選定委員と直接利害関係のある者が、助成申請者となった場合には、当該助成申請の助成選定に関し当該助成選定委員は選定に関与できない。

(選定基準)

第6条 選定委員会は、下記評価の要素をもとにして助成の有無、助成額を審査するものとする。

(1) 活動の目的及び内容が明確であること

(2) 予算積算が適切であること

(3) 活動に芸術創造性又は教育向上性があること

(4) 活動内容に実現性があること

(5) 助成の緊要度が高い活動であること

(6) 活動に地域性があること

(選定決定・通知)

第7条 助成の決定は、選定委員会の審査結果を十分に尊重した上で直後の理事会で行うものとする。

2 事務局は助成の決定後、速やかに助成決定者に郵送で報告する。

3 決定した助成事業についてホームページで下記項目を公開する。

(1) 団体名

(2) 事業名

(3) 助成金額

(事業報告)

第8条 助成を受けたものは、事業終了後2ヶ月以内に当財団に事業報告を行うものとする。

2 前項の報告は、5年間ホームページで公開するものとする。